

令和5年7月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	7月3日	京島地区優先整備路線1・2号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	968,000	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
2	7月3日	京島地区優先整備路線1・2号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	943,800	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
3	7月3日	京島地区優先整備路線13号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	987,800	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
4	7月3日	京島地区優先整備路線13号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	825,000	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
5	7月3日	京島地区優先整備路線14号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	998,800	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
6	7月3日	京島地区優先整備路線14号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	913,000	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
7	7月3日	子どもの学び応援事業の実施に係る業務委託(単価契約)	株式会社中日新聞社 東京本社	単価契約	本件は、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援対策として、夏休み期間中の子どもの学びを担保するため緊急の支援として実施するものであり、本業務を確実に履行することができる事業者を早急に選定する必要があるため、競争入札を行う時間的余裕がない。 指定事業者は、令和4年度「子育て世帯生活支援追加支援事業の実施に関する業務委託(単価契約)」を受託しており、既存のシステムを活用して早期に本業務を開始することができ、かつ、ノウハウを有していることから本業務を確実かつ効率的・効果的に履行することができる。よって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	子育て支援課
8	7月6日	带状疱疹ワクチン追加対応に係るすみだ健康情報システムのシステム改修委託	日本コンピューター株式会社 東京営業所	3,432,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
9	7月7日	区民消防隊用消防ポンプ外の保守点検委託	東京物産株式会社	698,775	本業務の対象である消防ポンプは、全てトーハツ株式会社製であり、消防ポンプの構造及び性能を熟知し、都内のトーハツ株式会社製ポンプ及び部品等の販売、修理を一括して行うことができるのは、トーハツ株式会社の特約店である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
10	7月18日	戸籍情報システム等の借上(再リース)	F L C S 株式会社	2,372,700	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
11	7月19日	小学校向け団体貸出セット用図書の購入	東京都書店商業組合 墨田支部	1,385,035	指定事業者は、区内の書店で構成された唯一の組合であり、学校図書館業務の効率化のため、区立図書館に準じた図書・雑誌の一括購入及び装備を実施した上で納入できる唯一の区内事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
12	7月19日	機械警備委託(第三吾嬬小学校外)	総合警備保障株式会社 中央支社	3,518,196	本件施設には、指定事業者の警報機器等が既に設置されている。 他の事業者が本件を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生じるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
13	7月19日	機械警備委託(寺島中学校外)	総合警備保障株式会社 中央支社	1,323,300	本件施設には、指定事業者の警報機器等が既に設置されている。 他の事業者が本件を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生じるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
14	7月19日	機械警備委託(旧隅田小学校外)	総合警備保障株式会社 中央支社	762,036	本件施設には、指定事業者の警報機器等が既に設置されている。 他の事業者が本件を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生じるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
15	7月19日	機械警備委託(すみだふれあいセンター)	総合警備保障株式会社 中央支社	711,150	本件施設には、指定事業者の警報機器等が既に設置されている。 他の事業者が本件を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生じるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだふれあいセンター
16	7月20日	すみだモダン認証商品等プロモーション企画運営業務委託	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	1,996,500	本業務は、商品の背景や活動に関心の高い良質なバイヤーの集客に実績があり、すみだモダンとして認証する活動や商品との親和性の高いイベント「DAIKANYAMA T-SITE SUMMER VACATION 2023」において、すみだモダンを区内外へ広くPRするものである。 指定事業者は、催事の主催者であり、すみだモダンのコンセプトを理解し、プロモーションに効果的な空間の構成、展示等を一体的に実施できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
17	7月20日	地方税電子申告支援サービス税目拡充に伴うシステム導入業務委託	株式会社TKC	550,000	指定事業者は、墨田区で運用している地方税電子申告支援サービスの提供元であり、著作権上の理由から本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
18	7月21日	令和5年(第46回)隅田川花火大会における観客誘導・整理業務委託	シンテイ警備株式会社	1,329,900	本件誘導・整理業務は、主催者である隅田川花火大会実行委員会が自主警備の一環として配備する警備業法上の警備活動を補完するものである。実行委員会では、当該警備計画の策定及び警備業務について、上記事業者を相手とした契約を締結している。そのため、本件誘導・整理業務についても、同一事業者による一体的管理の下で業務を執行しなければ、適切且つ円滑な自主警備活動を行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
19	7月21日	高齢者福祉サービスのしおり「たんぼぼ」の印刷	株式会社現代けんこう出版	1,983,520	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、上記事業者を選定した(令和3年4月12日付け3墨福介第87号決定)。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
20	7月24日	北十間川水辺活用協議会の運営支援業務委託	株式会社POD	1,100,000	北十間川水辺活用協議会は、昨年度に引き続き今年度も実施されるもので、指定事業者は、昨年度の協議会の運営支援業務の受託者であった。昨年度実施した運営支援業務で得た知見等を漏れなく本業務に生かすことができ、関係機関等の調整の負担も軽減できることから、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備課
21	7月25日	令和4年度こどもの生活実態調査の分析事業等実施に関する業務委託	東京都立大学法人産学公連携センター	3,500,000	本件は、東京都立大学法人(以下「法人」という。)東京都立大学 子ども・若者貧困研究センターが本区を含む3区を対象に行った「令和4年度こどもの生活実態調査」の結果について、同センターに委託し本区に特化した視点による詳細な分析等を行い、報告書を作成するものである。法人内の研究機関が所有するデータ利用を伴う受託研究の契約締結については、法人の契約事務規程により指定事業者が行うこととなっている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	厚生課
22	7月25日	高齢者デジタルデバインド解消事業に関する業務委託	エーテンラボ株式会社	2,142,500	本件は、高齢者が習慣化アプリ「みんチャレ」を活用することで、デジタルデバインドを解消することを目的として実施するものである。当該アプリは開発元である指定事業者のみが取り扱っており、かつ、使用方法等の講習会を円滑に実施することができることから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
23	7月25日	住民記録管理システム文字情報基盤対応に伴う同定作業委託	株式会社ジーシー東京支社	7,238,000	本作業は、自治体システム標準化に向けた住民記録管理システムのデータベースに格納された文字についての対象文字の選定及びデータ変換であり、当該作業を正確かつ、外部へのデータ出力を要せずに実施できるのは、当該システムの開発元であり、システム運用保守業務を受託している指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
24	7月26日	錦糸町駅北口交通広場モニユメント点検委託	株式会社コトブキ	1,155,000	本件は、点検対象であるモニユメントの特殊な構造から、高度な専門的技術が必要であり、受託者はその特性、構造等を熟知している必要がある。したがって、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、本モニユメントの設計、施工及び設置業者である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	道路公園課
25	7月27日	外手児童館錦中児童室運営業務委託	社会福祉法人雲柱社	5,400,387	本業務は、外手児童館の機能を拡充・補完するために児童室を設置するものであり、児童館と一体的に運営する必要がある。 指定事業者は、外手児童館の指定管理者であり、本業務を効果的かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
26	7月27日	電子黒板機能付きモニタ外保守業務委託(令和5年度導入校)	株式会社ライオン事務器 東京本店	1,089,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示しないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課